

法定伝染病（感染症）発症時の事業所受け入れについて

利用児童が法定伝染病（感染症）発症した際の対応方法について以下に記す。

・利用受け入れ不可

1. 利用児童（本人）が発症した場合
2. 利用児童の所属する小学校のクラスが学級閉鎖になった場合
3. 同居家族が発症している場合

※事業所利用時に発症の疑いがあった場合（下痢・嘔吐・高熱・湿疹）等
速やかに保護者に連絡を入れ、迎えに来ていただくか、自宅まで送り届けます。

・高熱についての判断基準

1. 体温が $k t . 37.5$ 度以上
2. 軟便や嘔吐が伴う際 $k t . 37.0$ 度以上